

2 建政技第 373 号
令和 3 年（2021 年）3 月 4 日

建設部現地機関の長 様
建設部関係各課（室）長 様

技術管理室長

施工体制台帳の作成等の改正について（通知）

このことについて、別添の通り国土交通省不動産・建設経済局建設業課長より通知（令和 3 年 3 月 2 日付け国不建第 410 号）がありました。工事監督業務等におきましては下記にご留意いただき、適正な事務処理にご配慮願います。

なお、市町村には別途通知しましたので申し添えます。

記

1 概要

建設業法施行規則の一部改正に伴う施行台帳作成等の改正

2 改正の内容

（1）施工体制台帳の記載事項及び再下請通知を行う事項に以下の事項を追加

○監理技術者補佐の氏名及び保有資格

○当該建設工事の従事者に関する事項（作業員名簿）

（2）施工体系図の記載事項の追加

○代表者の氏名、特定専門工事の該当の有無、当該下請負人の建設業許可番号、一般及び特定建設業の別

3 その他

改正の内容及び参考様式等は長野県ホームページに掲載します

建設政策課 技術管理室 基準指導班
（室長）青木謙通 （担当）玉川博之
[TEL:026-235-7312](tel:026-235-7312) 内線：8-231-3329
[FAX:026-235-7482](tel:026-235-7482)
E-mail:gijukan@pref.nagano.lg.jp